



遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

3 総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

## 第二節 業務

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めることにより届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む)。次条第二項において同じ)。

前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む)。第二十七条第二号において同じ)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物である、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所(主として信書便物の区分を行う事業所をいう)間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く)。

二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割的重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

関する料金の收受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の掲示等)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む)。次条第二項において同じ)。

前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む)。次条において同じ)。その他総務省令で定める事項について、その事業所において公衆見やすいように掲示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適當であると認めるときは、前項の変更しようとするときも、同様とする。

3 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

4 一般信書便事業者は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

5 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

6 一般信書便事業者は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

7 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

8 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

9 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

10 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

11 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

12 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

13 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

14 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

15 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

16 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

17 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

18 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

19 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

20 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

21 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

22 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

23 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

24 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

25 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

26 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

27 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

28 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

29 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

30 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

31 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

32 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

33 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

34 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

35 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

36 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

37 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

38 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

39 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

40 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

41 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

42 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

43 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

44 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

45 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

46 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

47 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

48 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

49 一般信書便事業者は、信書便の業務の全部の委託を必要とする特別の事情があること。

50 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

信書便管理規程

信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便物の開封等)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に關する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るもの)を除く)について信書便約款を定め、

前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む)。

総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認可を受けなければならない。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(業務の委託)

一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適當であると認めるときは、前項の変更しようとするときも、同様とする。

3 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

4 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

5 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

6 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

7 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

8 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

9 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

10 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

11 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

12 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

13 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

14 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

15 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

16 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

17 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

18 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

19 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

20 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

21 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

22 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

23 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

24 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

25 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

26 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

27 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

28 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

29 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

30 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

31 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

32 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

33 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

34 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

35 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

36 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

37 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

38 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

39 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

40 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

41 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

42 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

43 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

44 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

45 一般信書便事業者は、信書便の業務を管理規程を守らなければならぬ。

2 一般信書便事業者は、信書便の役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)



(審査請求の手続における意見の聴取)  
**第四十条** この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十二条第二項に規定する審理員が意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機會を与えなければならぬ。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(総務省令への委任)

**第四十一条** この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

**第四十二条** この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

**第四十三条** この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

**第五章 罰則**

**第四十四条** 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に處する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

**第四十五条** 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしてしめたときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

**第四十六条** 第二十八条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五百十万円以下の罰金に処する。

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者

三 第十九条第一項の規定に違反して一般信書便役務の提供を拒んだ者

四 第十九条第二項の規定又は同条第三項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者

五 第二十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

六 第二十三条第二項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行った者

七 第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八 第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

九 第三十七条第一項の規定による報告をせぬ、又は虚偽の報告をした者

十 第三十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第四十八条** 次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書便物として差し出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獸醫師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）

三 生きた病原体又は生きた病原体を含有して、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く）。

四 法令に基づき移動又は領布を禁止された物を没収する。

第五十条 前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は、没収する。

第四十九条 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもつて、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十五条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者の罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせざり、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

（経過措置）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条（第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。）の規定は、公布の日から施行する。

（第二条） 第三十七条の規定の施行の日から日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条中「審議会等（國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）とあるのは、「郵政審議会」とする。

**第三条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(検討)**

**附 則** (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

**第二百一十七条** この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二百一十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第八条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六十九号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

